登録喀痰吸引等事業者において 介護福祉士としてたん吸引等の業務ができるまで(概略)

介護福祉士の資格においてたんの吸引・経管栄養の業務を行うには、次の2点を満たす必要があります。

- ①介護福祉士登録証に実地研修を修了した行為の記載があること
- ②就労事業所が登録喀痰吸引等事業者であること
- 1 介護福祉士の資格を取得する。
 - ※医療的ケアの研修を修了していない場合は、登録研修機関で基本研修(第1・2号研修)の 受講が必要。 介護福祉士養成課程にて実地研修を修了している場合は③へ
- 2 実地研修を受講する。
 - ※就労事業所が登録喀痰吸引等事業者の場合、自施設又は登録研修機関にて受講。 登録喀痰吸引等事業者でない場合、登録研修機関にて受講
- 3 2 の実地研修の実施機関(勤務先の登録喀痰吸引等事業者又は登録研修機関)から 「実地研修修了証」を受領する。
- 4 介護福祉士登録証への喀痰吸引等行為の付記を申請する。 ((公財)社会福祉振興・試験センターに申請)



5 就労事業所が登録喀痰吸引等事業者でない場合は事業所の登録申請をする。 (登録喀痰吸引等事業者の場合は⑥へ)



⑤ 医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等業務の提供を行うことができる。 ※介護福祉士登録証に付記された行為の業務のみ

